

# 那須塩原市開発許可等審査要綱

## (趣旨)

第1条 この告示は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）に基づく開発許可等について、関係法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (開発許可等の申請)

第2条 この告示の適用を受ける開発行為等で、栃木県（以下「県」という。）の土地利用に関する事前指導要綱（昭和50年5月1日付け告示）、那須塩原市土地開発指導要綱（平成26年告示第18号。以下「指導要綱」という。）、その他法令等による調整を要する開発行為等のうち、法に基づく開発許可等の申請前に調整を要するものについては、原則として、当該調整終了後に開発許可申請をするものとする。

## (法第37条第1号の建築等の承認)

第3条 法第37条第1号に規定する支障がないと認める場合とは、次の各号に該当する場合とする。

- (1) 公益的施設を先行的に建設する必要があるときその他完了前に建築物の建築又は特定工作物の建設をしなければならない合理的理由があること。
- (2) 開発行為が許可どおりに行われることが確実であると認められるものであること。
- (3) 開発許可に係る道路及び調整池等の公共施設がおおむね完了していること。
- (4) 当該建築又は建設に係る工事により災害の生じることのないよう防災措置が講ぜられていること。

## (法第41条第2項ただし書の許可)

第4条 法第41条第2項ただし書の許可は、建築基準法（昭和25年法律第201号）の建築物の建ぺい率等の制限の例外の運用に準じて行うものとする。

## (法第42条第1項ただし書の許可)

第5条 法第42条第1項ただし書に規定する開発区域内における利便の増進上又は開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障がないと認める場合とは、法第33条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する技術基準並びに周辺の土地利用の現況を勘案して支障がないと認められる場合とする。

## (国等が行う開発行為の協議)

第6条 国の機関又は都道府県等（法第34条の2第1項で規定する都道府県等をいう。以下同じ。）が行う法第34条の2第1項の規定による協議（法第35条の2第4項の規定により準用する場合を含む。）は、法第29条第1項若しくは第2項の許可又は法第35条の2第1項の変更許可に係る申請手続の例により行うものとする。

2 第1項の規定により協議をする場合において、市長が支障がないと認めるときは、添付書類の一部を省略させることができる。

- 3 市長は、第1項の協議があつた場合には、法第29条第1項又は第2項の開発許可に準じて審査するものとする。
- 4 前3項の規定に定めるもののほか、国の機関又は都道府県等が市と行う法に基づく開発行為等に係る協議の手續等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。